

# 『行政書士試験 解法パターンとルール』

Vol.4 商法・会社法＋実戦問題編

正誤表（第4版）

訂正件数 29 件

A: 問題文欠落 2 件 | B: 要約化 11 件 | C: 書換え 16 件（解説も刷新）

2026 年 4 月発行

# お詫び

---

『行政書士試験 解法パターンとルール Vol.4 商法・会社法+実戦問題編』をお買い上げの皆様へ。

本書の編集過程において、過去問題の転載に重大な不備が判明いたしました。心よりお詫び申し上げます。

本正誤表は、29 問の訂正内容について本書のページ番号順に「誤」（現状記載）と「正」（公式原文）を並列で示したものです。また、問題文そのものが書き換えられていた C 分類の問題については、**新しい問題文に対応した解説**（「カンタンに言う」と・引っかけパターン・ルール）も併せて掲載しています。

**【A: 問題文欠落】** 書籍に問題文・選択肢が掲載されていなかった箇所

**【B: 要約化】** 問題文や選択肢が要約されていた箇所

**【C: 書換え】** 問題文・選択肢の内容が公式と相違していた箇所（解説も刷新）

修正版書籍を鋭意準備中です。完成次第ご案内いたします。

著者

# 目次

---

1	p.23		R6 問 36		C: 書換え	4
2	p.24		R6 問 37		C: 書換え	5
3	p.25		R6 問 38		C: 書換え	7
4	p.27		R6 問 40		C: 書換え	8
5	p.30		R5 問 37		C: 書換え	10
6	p.49		R2 問 37		C: 書換え	11
7	p.63		H30 問 38		B: 要約化	14
8	p.72		H29 問 40		C: 書換え	14
9	p.74		H28 問 37		C: 書換え	16
10	p.76		H28 問 38		C: 書換え	18
11	p.85		R6 問 41		C: 書換え	20
12	p.87		R6 問 42		C: 書換え	22
13	p.88		R6 問 43		C: 書換え	23
14	p.90		R5 問 41		C: 書換え	25
15	p.92		R5 問 42		B: 要約化	27
16	p.98		R3 問 41		B: 要約化	29
17	p.106		R2 問 43		B: 要約化	30
18	p.112		H30 問 41		B: 要約化	31
19	p.123		H28 問 42		B: 要約化	32
20	p.131		R6 問 44		C: 書換え	33
21	p.132		R6 問 45		C: 書換え	34
22	p.133		R6 問 46		C: 書換え	35
23	p.135		R5 問 44		B: 要約化	37

24	p.138		R4 問 44		A: 問題文欠落	38
25	p.142		R3 問 44		A: 問題文欠落	39
26	p.143		R3 問 45		B: 要約化	39
27	p.145		R2 問 44		B: 要約化	40
28	p.150		R1 問 45		B: 要約化	40
29	p.153		H30 問 44		B: 要約化	41

訂正内容: 肢 2 は公式『匿名組合契約に基づき営業者が負った債務』を書籍『匿名組合員の行為について』と主客逆転。肢 3 は公式『出資が損失によって減少したとき』を書籍『営業者の営業によって生じた損失』と表現変更

### 【誤】書籍の現状

・匿名組合員の行為について営業者の債権者が当該匿名組合員の存在を知っていた場合には、当該匿名組合員は当該債権者に対して連帯弁済の責任を負う。／・匿名組合員は、営業者の営業によって生じた損失が填補された後でなければ、利益の配当を請求することができない。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 36 匿名組合における匿名組合員に関する次の記述のうち、商法の規定に照らし、誤っているものはどれか。1 匿名組合員の出資は、営業者の財産に属する。2 匿名組合員は、匿名組合契約に基づき営業者が負った債務について、当該匿名組合員が匿名組合の当事者であることをその債務に係る債権者が知っていたときには、当該営業者と連帯して弁済する責任を負う。3 出資が損失によって減少したときは、その損失をてん補した後でなければ、匿名組合員は、利益の配当を請求することができない。4 匿名組合員は、営業年度の終了時において、営業者の営業時間内に、営業者の業務及び財産の状況を検査することができる。5 匿名組合員が破産手続開始の決定を受けた場合、匿名組合契約は終了する。

正答: 2

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

商法上の「匿名組合」に関する問題で、匿名組合員の地位について「誤っているもの」を選びます。匿名組合とは、匿名組合員（出資者）が営業者に出資し、営業から生じる利益の分配を受ける契約です（商法 535 条以下）。

#### 肢 2 × 誤り（これが正答）

商法 536 条 4 項は、匿名組合員は**営業者の行為について、第三者に対して権利義務を有しない**、と規定します。つまり、匿名組合員の存在を債権者が知っていても、**匿名組合員は債権者に対して責任を負いません**。連帯弁済責任は生じません（ただし商法 537 条により、自己を営業者として営業に参加したような場合は例外）。

#### 肢 1 ○ 正しい

商法 536 条 1 項の内容です。匿名組合員の出資は、営業者の財産に属します（匿名組合員には共有持分は生じない）。

#### 肢 3 ○ 正しい

商法 538 条の内容です。出資が損失により減少したときは、**その損失をてん補した後**でなければ利益配当を請求できません。

#### 肢 4 ○ 正しい

商法 539 条 1 項の内容です。営業年度終了時に営業者の業務・財産を検査できます。

### 肢 5 ○ 正しい

商法 541 条 3 号の内容です。匿名組合員が破産手続開始決定を受けると、匿名組合契約は終了します。

### 引っかけパターン

#### パターン：匿名組合員の対外的無責任性

民法上の組合員は、取引相手（第三者）に対して直接責任を負うが、商法の匿名組合員は出資額を失うだけで、対外的には一切責任なし。この違いを覚える。

### ルール

- ✓ ルール：匿名組合員の出資は営業者の財産。
- ✓ ルール：匿名組合員は営業者の債権者に対して責任を負わない（536 条 4 項）。
- ✓ ルール：損失でん補後でなければ利益配当不可（538 条）。

## 2 p.24 | R6 問 37 | C: 書換え

訂正内容：エは公式『議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う』という具体的要件記述が書籍『普通決議によって行う』と簡略化。この違いで設問の誤答候補としての性格が変わる

### 【誤】書籍の現状

エ。監査役の選任および解任は、いずれも株主総会の普通決議によって行う。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 37 株主の議決権に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。ア 株主総会における議決権の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を生じない。イ 株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。ウ 取締役候補者である株主は、自らの取締役選任決議について特別の利害関係を有する者として議決に加わることができない。エ 監査役を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。オ 役員等がその任務を怠ったために株式会社に生じた損害を賠償する責任を負うこととなった場合に、当該責任を免除するには、議決権のない株主を含めた総株主の同意がなければならない。1 ア・ウ 2 ア・エ 3 イ・エ 4 イ・オ 5 ウ・オ

正答： 4

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

株主の議決権（会社法）について、正しい2つの組合せを選ぶ問題です。

### イ ○ 正しい

会社法 308 条 2 項により、株式会社は**自己株式については議決権を有しません**。自己株式で議決権を使用すると、経営陣が自分で自分を支配することになってしまうからです。

### オ ○ 正しい

会社法 424 条により、役員等の損害賠償責任の免除には、**議決権のない株主を含む総株主の同意**が必要です。役員責任の免除は株主の極めて重大な利益に関わるからです。

### ア × 誤り

会社法 108 条 1 項 3 号・同条 2 項 3 号により、**議決権制限種類株式**を発行することは認められています。つまり「株主総会における議決権の全部を与えない」株式も定款で定めることで**発行可能**です。「効力を生じない」は誤り。

### ウ × 誤り

取締役候補者である株主は、自己の選任決議について**特別の利害関係を有する者にはあたりません**（判例・通説）。よって自分の選任議案に**議決権を行使できます**。

### エ × 誤り

会社法 343 条 4 項・341 条により、**監査役の選任**は普通決議でよいが、**解任**は**特別決議**が必要です。両者を同じ普通決議としている記述は誤り。

よって正答は **4 (イ・オ)** です。

## 引っかけパターン

パターン：監査役の選任と解任の決議要件の非対称性

- 選任：普通決議
- 解任：特別決議

監査役は会社の監査機能を担うので、簡単にクビにできないよう解任には高いハードル。

## ルール

- ✓ ルール：自己株式には議決権なし（308 条 2 項）。
- ✓ ルール：役員責任免除は議決権ない株主を含む総株主の同意要（424 条）。
- ✓ ルール：監査役の解任は特別決議（343 条 4 項・309 条 2 項 7 号）。
- ✓ ルール：議決権制限株式は種類株式として発行可能（108 条）。

訂正内容: 肢1は公式『区別して定めなければならない』を書籍で『定款または株主総会の決議によって報酬等を定める』と追加変更。肢2は書籍で主語『各取締役』が追加。肢5は書籍で『法務省令で定める事項』が付加されて変容

#### 【誤】書籍の現状

・監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、定款または株主総会の決議によって報酬等を定める。／・監査等委員である各取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 38 監査等委員会設置会社の取締役の報酬等に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。1 取締役の報酬等に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。2 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。3 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。4 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、株主総会で決議された取締役の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の多数決によって定める。5 監査等委員である取締役を除く取締役の個人別の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められている場合を除き、当該取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会で決定しなければならない。

正答: 4

#### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

監査等委員会設置会社における取締役の報酬等について、「誤っているもの」を選ぶ問題です。

#### 肢4 × 誤り（これが正答）

会社法 361 条 3 項により、監査等委員である取締役の報酬等について定款・株主総会決議がないときは、株主総会で決議された報酬の範囲内で、監査等委員である取締役の「協議」によって定めるとされています。「多数決」ではなく協議（＝合意）が必要です。

#### 肢1 ○ 正しい

会社法 361 条 2 項により、監査等委員会設置会社では、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して報酬等を定めなければなりません。監査の独立性確保のためです。

#### 肢2 ○ 正しい

会社法 361 条 5 項により、監査等委員である取締役は、株主総会で自身の報酬について意見を述べることができます。

#### 肢3 ○ 正しい

会社法 361 条 6 項により、監査等委員会が選定する監査等委員は、**それ以外の取締役の報酬**について監査等委員会の意見を述べるすることができます。

#### 肢 5 ○ 正しい

会社法 361 条 7 項により、監査等委員である取締役以外の各取締役の個人別報酬等について、定款・株主総会決議で定めがないときは、その**決定方針**を取締役会決議で定めなければなりません。

#### 引っかけパターン

パターン：監査等委員の報酬決定は「協議」

会社法 361 条 3 項の条文は「協議」です。多数決（過半数）ではなく、合意（全員一致が原則）によって決める。監査の独立性を担保する仕組み。

#### ルール

- ✓ ルール：監査等委員と他の取締役は区別して報酬決定（361 条 2 項）。
- ✓ ルール：監査等委員の個別報酬は定款・総会決議なければ監査等委員の「協議」で決定。
- ✓ ルール：監査等委員は総会で自分の報酬について意見陳述権あり。

4

p.27

R6 問 40

C: 書換え

訂正内容: 肢 1 は公式『訴えをもってのみ』の限定が書籍で消失。肢 3 は公式『当該判決において無効とされた行為』を書籍『当該株式』と改変。肢 4 は公式『公開会社に対し』が書籍『株式会社に対し』と変更され『書面その他の法務省令で定める方法により』が加筆

#### 【誤】書籍の現状

・株主総会の決議の内容が法令に違反する場合には、株主は、当該決議の日から 3 か月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。／・株式会社の成立後における株式の発行の無効を認める判決が確定した場合には、当該株式は、将来に向かってその効力を失う。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 40 会社訴訟に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。なお、定款に別段の定めがないものとする。1 株主総会の決議の内容が法令に違反するときは、当該株主総会決議の日から 3 か月以内に、訴えをもってのみ当該決議の取消しを請求することができる。2 会社の設立無効は、会社の成立の日から 2 年以内に、訴えをもってのみ主張できる。3 新株発行無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた行為は、将来に向かってその効力を失う。4 6 か月前から引き続き株式を有する株主は、公開会社に対し、役員等の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。5 株式会社の役員解任の訴えは、当該株式会社及び当該解任を請求された役員を被告とする。

正答: 1

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

会社法上の「会社訴訟」（株主総会決議の取消し・設立無効・新株発行無効等）について、「誤っているもの」を選ぶ問題です。

#### 肢1 × 誤り（これが正答）

会社法 831 条 1 項は、株主総会決議の**取消し**について「訴えをもってのみ」請求できると規定します。しかし、決議の**内容が法令に違反する**場合は、取消事由ではなく**無効事由**（同 830 条 2 項）に該当し、**無効確認の訴え**（期間制限なし）の対象です。決議の日から 3 か月以内の取消訴訟ではありません。

#### 肢2 ○ 正しい

会社法 828 条 1 項 1 号の内容です。設立無効は成立の日から **2 年以内**に、**訴えをもってのみ**主張できます。

#### 肢3 ○ 正しい

会社法 839 条の内容です。新株発行無効の判決が確定すると、当該行為は**将来に向かってのみ**効力を失います（**遡及効なし**）。取引の安全のためです。

#### 肢4 ○ 正しい

会社法 847 条 1 項により、公開会社の株主による**責任追及等の訴えの提起請求**は、6 か月前から引き続き株式を有する株主に認められます。

#### 肢5 ○ 正しい

会社法 855 条により、役員解任の訴えは**当該株式会社及び当該役員**の両方を被告とします（固有必要的共同訴訟）。

### 引っかけパターン

#### パターン：決議の取消と無効の区別

- 手続違反・決議方法違反→**取消事由**（831 条、3 か月以内の訴え）
- 決議の内容が法令違反→**無効事由**（830 条 2 項、期間制限なし）
- 決議そのものがない→**不存在事由**（830 条 1 項、期間制限なし）

### ルール

- ✓ ルール：内容が法令違反なら「無効」（期間制限なし）、手続違反なら「取消」（3 か月）。
- ✓ ルール：会社訴訟の判決効は原則将来効（遡及効なし、839 条）。
- ✓ ルール：株主代表訴訟請求は 6 か月株式保有要件（公開会社）。

訂正内容: 選択肢組合せを公式通り「1ア・ウ／2ア・オ／3イ・ウ／4イ・エ／5エ・オ」に修正 (LaTeX 現状は「ア・ウ／ア・エ／イ・オ／ウ・エ／エ・オ」で「ア・オ」「イ・ウ」「イ・エ」欠落、「ア・エ」「イ・オ」「ウ・エ」誤挿入)

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 37 設立時取締役に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。なお、設立しようとする株式会社は、種類株式発行会社ではないものとする。

ア 発起設立においては、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役を選任しなければならないが、定款で設立時取締役として定められた者は、出資の履行が完了した時に、設立時取締役に選任されたものとみなす。

イ 募集設立においては、設立時取締役の選任は、創立総会の決議によって行わなければならない。

ウ 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は 3 人以上でなければならない。

エ 発起設立においては、法人でない発起人は設立時取締役に就任することができるが、募集設立においては、発起人は設立時取締役に就任することはできない。

オ 設立時取締役は、その選任後、株式会社が成立するまでの間、発起人と共同して、株式会社の設立の業務を執行しなければならない。

1 ア・ウ 2 ア・オ 3 イ・ウ 4 イ・エ 5 エ・オ

正答: 5

### 正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

**設立時取締役**=会社ができる前に選ばれる経営者候補のこと。会社がまだ成立していない段階で、誰が取締役になるかを定める手続と、その職務の範囲を問う問題です。「**誤っているものの組合せ**」を選ぶので、**誤り肢を 2 つ**見つけます。

ア ○ 正しい

【条文】 会社法 38 条のとおり。発起設立では出資の履行が完了した後、遅滞なく設立時取締役を選任する (2 項)。ただし定款で設立時取締役として定められた者は**出資履行完了時点で選任されたものとみなす** (4 項)。原文どおりで正しい。

イ ○ 正しい

【条文】 会社法 88 条のとおり。募集設立では、発起人以外の外部出資者も参加するので、全員参加の会議である**創立総会の決議**で設立時取締役を選任する必要がある。

ウ ○ 正しい

【条文】 会社法 39 条 3 項により、設立しようとする株式会社が**監査等委員会設置会社**である場合、設立時監査等委員である設立時取締役は **3 人以上**でなければならない。これは成立後の監査等委員会設置会社が監査等委員の取締役を 3 人以上必要とする規律 (331 条 6 項) と整合。

## エ × 誤り

発起設立でも募集設立でも、**発起人が設立時取締役就任することは可能**。会社法は発起人の設立時取締役就任を明文で禁じていない。「募集設立では発起人は設立時取締役に就任できない」とする記述はウソ。また「法人でない発起人」という限定も不要（法人の発起人も取締役に成るには別論点がある）。

## オ × 誤り

設立時取締役の職務は【条文】会社法 46 条に定める「**設立事項の調査**」（現物出資財産の評価・出資履行の完了等の調査）であり、「**発起人と共同して設立業務を執行する**」**権限はない**。設立業務の執行は**発起人の権限**。設立時取締役は監督・調査役に徹する。

誤りはエとオ。よって正解は**肢 5 (エ・オ)**。

## 引っ掛けパターン

### パターン 1：設立時取締役の権限の拡張

設立時取締役の仕事は「**調査**」であって「**業務執行**」ではない。これを「発起人と共同して業務を執行する」と書き換えて権限を不当に広げるトラップ（肢オ）。

### パターン 2：発起設立と募集設立の差異の捏造

発起設立と募集設立で異なる扱いをする事項（選任手続の方法など）と、同じ扱いの事項（発起人の就任可否など）を混同させるトラップ。**発起人が設立時取締役に就任できるのは両方式に共通**（肢エ）。

### パターン 3：組合せ問題の解法

「誤っているものの組合せ」では、**明らかに誤っている肢 (オの業務執行権)** を先に特定し、選択肢からオを含む「2・5」に絞る。次にア～エで誤っているものを探せばエが浮かび、肢 5 (エ・オ) に確定できる。

## ルール

- ✓ ルール：設立時取締役の職務＝設立事項の調査（会社法 46 条）。業務執行権はない。
- ✓ ルール：発起人は発起設立・募集設立いずれでも設立時取締役に就任できる。
- ✓ ルール：発起設立＝発起人の選任（会社法 38 条）、募集設立＝創立総会の決議（会社法 88 条）。
- ✓ ルール：監査等委員会設置会社の設立時監査等委員である設立時取締役は 3 人以上（会社法 39 条 3 項）。
- ✓ ルール：定款で設立時取締役が定められている場合、出資履行完了時に選任されたとみなされる（会社法 38 条 4 項）。

## 6 p.49 | R2 問 37 | C: 書換え

訂正内容：組合せ選択肢が公式と相違。公式は{ア・ウ, ア・エ, イ・エ, イ・オ, ウ・オ}、書籍 LaTeX は{ア・ウ, ア・オ, イ・エ, イ・オ, ウ・エ}。2 と 5 の選択肢が差し替わっていた。正答「1 ア・ウ」自体は両方に含ま

れるため変わらないが、他選択肢の正誤判断に影響する。

### 【誤】書籍の現状

・ア・ウ・ア・オ・イ・エ・イ・オ・ウ・エ

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 37 株式会社の設立等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 発起設立または募集設立のいずれの場合であっても、各発起人は、設立時発行株式を 1 株以上引き受けなければならない。

イ 株式会社の設立に際して作成される定款について、公証人の認証がない場合には、株主、取締役、監査役、執行役または清算人は、訴えの方法をもって、当該株式会社の設立の取消しを請求することができる。

ウ 現物出資財産等について定款に記載または記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士または税理士法人の証明（現物出資財産等が不動産である場合は、当該証明および不動産鑑定士の鑑定評価）を受けた場合には、現物出資財産等については検査役による調査を要しない。

エ 株式会社が成立しなかったときは、発起人および設立時役員等は、連帯して、株式会社の設立に関してした行為について、その責任を負い、株式会社の設立に関して支出した費用を負担する。

オ 発起設立または募集設立のいずれの場合であっても、発起人は、設立時発行株式を引き受けた発起人または設立時募集株式の引受人による払込みの取扱いをした銀行等に対して、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

1 ア・ウ 2 ア・エ 3 イ・エ 4 イ・オ 5 ウ・オ

正答: 1

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

「株式会社を作る（**設立**）ときの手続きのルールを問う問題。発起人の株式引受け、定款の認証、検査役調査の省略、会社が成立しなかった場合の責任、払込金保管証明書など、設立の要点を横断的に確認する。『正しいものの組合せ』なので、ウソが混ざっていない**正確な条文どおり**の肢 2 つを選ぶ。」

#### ア ○ 正しい（正解の一つ）

会社法 25 条 2 項のとおり。発起人は、設立時発行株式を 1 株以上引き受けなければならない。これは**発起設立**（発起人だけで株式を全部引き受ける方式）でも**募集設立**（発起人のほかに引受人を募集する方式）でも**共通のルール**。発起人は最低でも 1 株は自分で引き受ける責任がある。

#### イ × 誤り

公証人の認証は**定款の有効要件**（会社法 30 条 1 項）。認証がなければ定款は**無効**となり、定款が無効である以上、設立も**無効**となる（会社法 828 条 1 項 1 号の**設立無効の訴え**の対象）。『**設立の取消し**を請求することができる』という部分がウソ。会社法には**設立取消しの訴え**は存在しない（**持分会社**にはある＝会社法 832 条。株式会社にはない）。『取消し』と『無効』のすり替えトラップ。

## ウ ○ 正しい (正解の一つ)

会社法 33 条 10 項 3 号のとおり。現物出資財産等の価額が相当であることについて**弁護士・弁護士法人・公認会計士・監査法人・税理士・税理士法人**の証明（**不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価**も必要）があれば、**検査役の調査を省略**できる。検査役調査は時間と費用がかかるので、専門家のお墨付きで代替できる制度。

## エ × 誤り

会社法 56 条のとおり、会社が成立しなかったときの責任を負うのは**発起人のみ**。『**設立時役員等**（設立時取締役・設立時監査役など）**も連帯して責任を負う**』という部分がウソ。設立時役員等は会社が成立した後の役員候補にすぎないので、不成立時の責任は発起人が負担する。

## オ × 誤り

会社法 64 条 1 項により、**払込金保管証明書**の交付を請求できる制度があるのは**募集設立**の場合のみ。**発起設立**では銀行等の残高証明書で足り、保管証明書の制度はない。『**発起設立または募集設立のいずれの場合であっても**』という部分がウソ。発起設立と募集設立のルールを混同させる典型トラップ。

したがって正しいものは**アとウ**であり、正答は**1**。

## 引っかけパターン

### パターン 1：『設立の取消し』と『設立の無効』のすり替え

株式会社には**設立取消しの訴え**は存在しない。定款の公証人認証欠如は**設立無効事由**。**取消しの訴え**があるのは**持分会社**のみ（会社法 832 条）。『取消し』『無効』という法律用語の正確な使い分けが問われる定番パターン。

### パターン 2：会社不成立時の責任主体の拡張

会社が成立しなかったときの責任は**発起人のみ**（会社法 56 条）。『**設立時役員等も連帯**』と書いてあればウソ。責任主体を勝手に広げるトラップに注意。

### パターン 3：発起設立と募集設立の混同

**払込金保管証明書**は**募集設立のみ**の制度（会社法 64 条 1 項）。『**いずれの場合であっても**』『**どちらの方式でも**』と書いてあれば要警戒。発起設立限定の制度か、募集設立限定の制度か、両方共通の制度か、を仕分ける視点が大事。

## ルール

- ✓ ルール：各発起人は設立時発行株式を 1 株以上引受け（**発起設立・募集設立共通**）。会社法 25 条 2 項。
- ✓ ルール：定款の公証人認証なし→設立無効（**設立取消しではない**）。株式会社に『設立取消しの訴え』は存在しない。
- ✓ ルール：専門家証明で**検査役調査を省略可**。弁護士・公認会計士・税理士（不動産は+鑑定士）。会社法 33 条 10 項。
- ✓ ルール：会社不成立時の責任は**発起人のみ**。設立時役員等は含まない。会社法 56 条。
- ✓ ルール：払込金保管証明書＝**募集設立限定**。発起設立では不要。会社法 64 条 1 項。

訂正内容: 5つの選択肢を原文の長文(「その発行する全部の株式の内容として、または種類株式の内容として」等)で完全復元

#### 【誤】書籍の現状

株式会社は定款において、発行する全部の株式または種類株式について、譲渡による取得について承認を要する旨を定めることができる。(等、各選択肢が簡略化)

#### 【正】公式原文による正しい問題文

譲渡制限株式に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

1. 株式会社は、定款において、その発行する全部の株式の内容として、または種類株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨を定めることができる。
2. 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を当該株式会社以外の他人に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認するか否かを決定することを請求することができる。
3. 譲渡制限株式を取得した者は、当該株式会社に対し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認するか否かの決定をすることを請求することができるが、この請求は、利害関係人の利益を害するおそれがない一定の場合を除き、その取得した譲渡制限株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者またはその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。
4. 株式会社が譲渡制限株式の譲渡の承認をするには、定款に別段の定めがある場合を除き、株主総会の特別決議によらなければならない。
5. 株式会社は、相続その他の一般承継によって当該株式会社の発行した譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。

正答: 4

訂正内容: LaTeX 側の組合せ「ア・イ／ア・エ／イ・オ／ウ・オ／エ・オ」を、公式原文の「ア・イ／イ・ウ／ウ・エ／ウ・オ／エ・オ」に修正する。2番目・3番目の組合せが書き換えられているため。選択肢ア～オの本文および正答「4(ウ・オ)」は一致しているので保持。

#### 【誤】書籍の現状

組合せ選択肢: ・ア・イ・ア・エ・イ・オ・ウ・オ・エ・オ

## 【正】公式原文による正しい問題文

問題 40 次の記述のうち、全ての株式会社に通ずる内容として、会社法の規定に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

ア. 株主の責任の上限は、その有する株式の引受価額である。イ. 株主は、その有する株式を譲渡することができる。ウ. 募集株式の発行に係る募集事項は、株主総会の決議により決定する。エ. 株主総会は、その決議によって取締役を 1 人以上選任する。オ. 株式会社の最低資本金は、300 万円である。

1 ア・イ 2 イ・ウ 3 ウ・エ 4 ウ・オ 5 エ・オ

正答: 4

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

「**すべての株式会社に共通するルール**は何か？ 株式会社にもいろいろな形があるけれど、**どの会社にも必ず当てはまる**内容を選ぶ問題。5つの選択肢のうち、どの会社にも共通するとは言えない**誤り**が2つ含まれている。」

ア ○ **正しい**

【条文】 会社法 104 条のとおり。株主は**有限責任**で、出した金額（引受価額）を超える責任は負わない。これはすべての株式会社に共通する大原則。

イ ○ **正しい**

【条文】 会社法 127 条の**株式譲渡自由の原則**。譲渡制限株式会社であっても、会社の承認を得れば譲渡できるので、「譲渡することができる」こと自体はどの会社にも共通する。

ウ × **誤り（正解肢）**

【条文】 会社法 201 条 1 項。**公開会社**では、募集株式の発行に係る募集事項の決定は**取締役会の決議**で行う。「株主総会の決議により決定する」のは非公開会社の原則ルールにすぎず、すべての株式会社に共通する内容ではない。

エ ○ **正しい**

【条文】 会社法 326 条 1 項・329 条 1 項のとおり。株式会社には必ず取締役を 1 人以上置き、株主総会で選任する。これはすべての株式会社に共通する。

オ × **誤り（正解肢）**

現行の会社法には**最低資本金制度は存在しない**。2006 年施行の会社法で最低資本金制度（株式会社 1000 万円・有限会社 300 万円）は廃止され、**資本金 1 円**でも株式会社を設立できる。「300 万円」は**旧有限会社法**の数字を会社法の規制と取り違えさせるひっかけ。

よって誤りの組合せは**ウ・オ**。

### 引っ掛けパターン

パターン 1：旧商法・旧有限会社法の数字を現行会社法のルールと混同させる

最低資本金制度は **2006 年の会社法施行で完全廃止**。旧株式会社 1000 万円／旧有限会社 300 万円という古い数字を現行ルールと誤認させるトラップ。

パターン 2：非公開会社の原則を「全ての株式会社の共通ルール」とすり替える

募集事項の決定は、非公開会社では株主総会決議が原則だが、**公開会社では取締役会決議**が原則。「全ての株式会社に共通する内容」という問いに対し、非公開会社ルールを当てはめると誤答する。

#### ルール

- ✓ **ルール：最低資本金制度は廃止されている。**  
現行会社法では**資本金 1 円**でも株式会社を設立できる。300 万円・1000 万円は旧法の数字。
- ✓ **ルール：募集事項の決定機関は会社の種類で変わる。**  
**公開会社＝取締役会決議／非公開会社＝株主総会の特別決議**（会社法 201 条 1 項・199 条 2 項）。  
「全ての株式会社に共通」ではない。
- ✓ **ルール：全ての株式会社に共通する絶対ルール。**  
株主有限責任（104 条）、株式譲渡自由の原則（127 条）、株主総会での取締役選任（329 条 1 項）。  
この 3 点は例外なく全会社共通。

9

p.74

H28 問 37

C: 書換え

訂正内容: 本文は一致。組合せ選択肢の並びが公式 (ア・イ／ア・オ／イ・ウ／ウ・エ／エ・オ) と異なり LaTeX (ア・ウ／ア・エ／イ・ウ／ウ・オ／エ・オ) となっているため、公式原文通りに統一する。

#### 【誤】書籍の現状

・ア・ウ・ア・エ・イ・ウ・ウ・オ・エ・オ

#### 【正】公式原文による正しい問題文

株式会社の設立における出資の履行等に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア. 株式会社の定款には、株式会社の設立に際して出資される財産の額またはその最低額を記載または記録しなければならない。

イ. 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、またはその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならないが、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定または移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることができる。

ウ. 発起人は、その引き受けた設立時発行株式について金銭の払込みを仮装した場合には、仮装した出資に係る金銭の全額を会社に対して支払う義務を負い、この義務は、総株主の同意がなければ免除することができない。

エ. 発起設立または募集設立のいずれの場合においても、発起人は、払込みの取扱いをした銀行等に対して、払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができ、この証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること、または当該金銭の返還に関して制限が

あることをもって、成立後の株式会社に対抗することはできない。

オ. 設立時発行株式の株主となる者が払込みをした金銭の額および給付した財産の額は、その全額を資本金として計上しなければならないが、設立時発行株式の株主となる者の全員の同意があるときに限り、その額の2分の1を超えない額を剰余金として計上することができる。

1. ア・イ 2. ア・オ 3. イ・ウ 4. ウ・エ 5. エ・オ

正答: 5

### 正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

「株式会社を作るときのお金の払い込みや資本金の計上のルールを問う問題。中学生向けに言うと、『会社を立ち上げるときに、いくらお金を出して、それをどう記録するか』についての決まりごと。『妥当でないもの』 = 間違っているものの組合せを選ぶので、正しい記述に惑わされず、**ウソが書かれている肢**を探す。」

#### ア ○ 妥当 (正しい)

会社法 27 条 4 号のとおり。出資される財産の額またはその最低額は**定款の絶対的記載事項** (必ず書かなければならない事項)。『設立に際して出資される財産の額』は会社の規模を決める大事な情報なので定款に記載必須。

#### イ ○ 妥当 (正しい)

会社法 34 条 1 項ただし書のとおり。原則は引受け後遅滞なく出資の履行をしなければならないが、**現物出資** (不動産や機械などを出すこと) については、**発起人全員の同意**があれば、登記・登録などの**對抗要件**を備える行為は会社成立後にすることができる。不動産の所有権移転登記などを成立前に全部終わらせるのは手間がかかるための例外。

#### ウ ○ 妥当 (正しい)

会社法 52 条の 2 第 1 項・第 5 項のとおり。**仮装払込み** (実際にはお金を出していないのに、出したふりをする) をした発起人は、仮装した金額全額を会社に支払う義務を負い、この義務は**総株主の同意**がなければ免除できない。総株主の同意が必要というのは、この義務が非常に重いことを意味する。

#### エ × 妥当でない (正解の一つ)

**払込金保管証明書**の制度があるのは**募集設立のみ** (会社法 64 条 1 項)。**発起設立**では発起人が銀行に払い込みをし、残高証明書で足りるので、保管証明書を請求できる制度はない。『発起設立または募集設立の**いずれの場合においても**』とする部分がウソ。

#### オ × 妥当でない (正解の一つ)

払込金等のうち資本金に計上しない部分は**資本準備金**として計上する (会社法 445 条 2 項・3 項)。『**剰余金**として計上する』とする部分がウソ。剰余金は利益から生まれるもので、設立時の出資から直接生まれるのは資本準備金。さらに『株主となる者の全員の同意があるときに限り』という条件も不要。

したがって妥当でないものは**エとオ**であり、正答は**5**。

### 引っかけパターン

#### パターン 1: 発起設立と募集設立の違いのすり替え

『いずれの場合においても』という表現が出たら要注意。払込金保管証明書は**募集設立のみ**の制度であ

り、発起設立にはない。発起設立と募集設立のどちらでも共通なのか、片方だけの制度なのかを問うのは商法の定番トラップ。

#### パターン 2：資本準備金と剰余金のすり替え

資本金に計上しない部分は**資本準備金**であって**剰余金**ではない。資本準備金は『資本金の予備金』、剰余金は『会社が備けたお金』で性質が全く違う。条文用語のすり替えに注意。

#### ルール

- ✓ **ルール：払込金保管証明書＝募集設立限定の制度。**発起設立では発生しない。『どちらの場合でも請求できる』はウソ。
- ✓ **ルール：出資財産の額（または最低額）は定款の絶対的記載事項。**会社法 27 条 4 号。
- ✓ **ルール：仮装払込みの責任は総株主の同意がなければ免除不可。**発起人の責任の重さを示す。
- ✓ **ルール：資本金に計上しない部分＝資本準備金（2 分の 1 以下まで）。**剰余金ではない。会社法 445 条。

10

p.76

H28 問 38

C: 書換え

訂正内容: 本文は一致。組合せ選択肢の並びが公式 (ア・イ/ア・エ/イ・ウ/ウ・エ/エ・オ) と異なり LaTeX (ア・ウ/ア・オ/イ・エ/ウ・エ/エ・オ) となっているため、公式原文通りに統一する。

#### 【誤】書籍の現状

・ア・ウ・ア・オ・イ・エ・ウ・エ・エ・オ

#### 【正】公式原文による正しい問題文

会社法上の公開会社（指名委員会等設置会社を除く。）が発行する株式に関する次のア～オの記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア. 会社は、その発行する全部の株式の内容として、株主総会の決議によってその全部を会社が取得する旨の定款の定めがある株式を発行することができる。

イ. 会社は、その発行する全部の株式の内容として、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限がある旨の定款の定めがある株式を発行することができる。

ウ. 会社は、譲渡による当該種類の株式の取得について、会社の承認を要する旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。

エ. 会社は、株主が当該会社に対して当該株主の有する種類株式を取得することを請求することができる旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。

オ. 会社は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において、取締役または監査役を選任する旨の定款の定めがある種類株式を発行することができる。

1. ア・イ 2. ア・エ 3. イ・ウ 4. ウ・エ 5. エ・オ

正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

「**公開会社**（株式を自由に売買できる会社）が発行できる**種類株式**について聞く問題。中学生向けに言えば、『ふつうの株式』と『少し変わった株式（＝種類株式）』があり、公開会社には**出してよい種類株と出してはいけない種類株**があるという話。『正しいものの組合せ』なので、公開会社でも発行 OK な肢を2つ選ぶ。」

ア × 誤り

『**全部の株式の内容として**、株主総会決議で会社が全部取得する旨』という部分がウソ。**全部取得条項**（会社法 108 条 1 項 7 号）は**種類株式**の内容として定めるものであり、『発行する全部の株式の内容』として定める場合は会社法 107 条 1 項の事項に限られる。『全部の株式を全部取得可能にする』という定め自体、ア記述の通りには認められない。

イ × 誤り

**議決権制限**はあくまで**種類株式**として一部の株式に付けるもの（会社法 108 条 1 項 3 号）。『**発行する全部の株式の内容として**』議決権制限を付けることはできない。株主総会で何も決められない会社は成り立たない。さらに公開会社では議決権制限株式は**発行済株式の 2 分の 1 以下**に制限される（会社法 115 条）。

ウ ○ 正しい（正解の一つ）

会社法 108 条 1 項 4 号のとおり、**譲渡制限種類株式**は種類株式として発行可能。公開会社は『全部の株式に譲渡制限を付けること』はできないが（公開会社の定義から逸脱するため）、**一部の種類株式にのみ**譲渡制限を付けることは許される。公開会社でも**種類株式の一部**だけなら譲渡制限 OK、という点が重要。

エ ○ 正しい（正解の一つ）

会社法 108 条 1 項 5 号のとおり、**取得請求権付種類株式**（株主の方から『会社で買って』と請求できる株式）は公開会社でも発行可能。公開会社に関する特別な制限は設けられていない。

オ × 誤り

『**種類株主総会で取締役または監査役を選任する**』旨の定めがある種類株式（**役員選任権付種類株式**、会社法 108 条 1 項 9 号）は、**公開会社**では発行できない（会社法 108 条 1 項ただし書）。**非公開会社**（かつ指名委員会等設置会社でない会社）に限り認められる。公開会社で一部の株主だけが役員を決められると、支配の歪みが生じるため。

したがって正しいものは**ウとエ**であり、正答は**4**。

引っかけパターン

パターン 1：『全部の株式の内容』と『種類株式』のすり替え

『**発行する全部の株式の内容として**』と書かれている肢は要注意。会社法 107 条（全部の内容とする特別の定め）と 108 条（種類株式）では扱いが違う。全部取得条項・議決権制限・役員選任権付などは基本的に**種類株式**として一部に設定するもの。『全部の株式の内容として』と書いてあれば誤りになりやすい。

パターン 2：公開会社で発行できない種類株式

**役員選任権付種類株式**は**非公開会社限定**。公開会社では発行不可。『公開会社でも発行できる』と書いて

あれば誤り。条文の公開会社除外規定（108条1項ただし書）を押さえる。

#### ルール

- ✓ ルール：役員選任権付種類株式＝非公開会社限定。公開会社では発行不可（108条1項ただし書）。
- ✓ ルール：公開会社でも一部の種類株式に譲渡制限を付けることは可能。全部ではなく一部ならOK。
- ✓ ルール：議決権制限株式は公開会社で発行済株式の2分の1以下。全部を議決権制限にはできない（会社法115条）。
- ✓ ルール：107条（全部の内容）と108条（種類株式）を区別する。『全部の株式の内容として』の記述は要注意。

11

p.85

R6 問 41

C: 書換え

**訂正内容：**書籍は公式の判決文を引用せず、AI生成の疑似引用文を掲載している。語群も公式（20語）と書籍（20語）で大きく異なり、書籍独自の語句（判例変更、規範的効力、対世的効力等）が混入。判決文・語群を公式原文に全面差し替え要

#### 【誤】書籍の現状

憲法に違反する法律は原則として無効であり、その法律に基づいてされた行為の効力も否定されるべきものであることからすると、本件規定は、本決定により遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していたと判断される以上、本決定の【ア】としての【イ】についても、その時点に遡って認められるべきものである（書籍オリジナルの疑似引用）

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 41 次の文章は、婚外子の法定相続分を嫡出である子の2分の1と定めていた民法規定（以下「本件規定」という。）を違憲とした最高裁判所の決定の一部である。空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。本件規定は、国民生活や身分関係の基本法である民法の一部を構成し、相続という日常的な現象を規律する規定であって、〔問題となった相続が開始した〕平成13年7月から既に約12年もの期間が経過していることからすると、その間に、本件規定の合憲性を前提として、多くの遺産の分割が行われ、更にそれを基に新たな権利関係が形成される事態が広く生じてきていることが容易に推察される。取り分け、本決定の違憲判断は、長期にわたる社会状況の変化に照らし、本件規定がその合理性を失ったことを理由として、その違憲性を当裁判所として初めて明らかにするものである。それにもかかわらず、本決定の違憲判断が、【ア】としての【イ】という形で既に行われた遺産の分割等の効力にも影響し、いわば解決済みの事案にも効果が及ぶとすることは、著しく【ウ】を害することになる。【ウ】は法に内在する普遍的な要請であり、当裁判所の違憲判断も、その【ア】としての【イ】を限定し、【ウ】の確保との調和を図ることが求められているといわなければならない、このことは、裁判

において本件規定を違憲と判断することの適否という点からも問題となり得るところといえる。以上の観点からすると、既に関係者間において裁判、合意等により【エ】なものとなったといえる法律関係までも現時点で覆すことは相当ではないが、関係者間の法律関係がそのような段階に至っていない事案であれば、本決定により違憲無効とされた本件規定の適用を排除した上で法律関係を【エ】なものとするのが相当であるといえる。(最大決平成25年9月4日民集67巻6号1320頁<文章を一部変更した。>) 語群：1 公権力 2 事実上の拘束性 3 影響力の行使 4 法的安定性 5 衡平 6 暫定的 7 対話 8 先例 9 法令審査 10 確定的 11 具体的 12 家族法秩序 13 終審裁判所 14 既判力 15 司法積極主義 16 遡及的 17 実質的正義 18 蓋然性 19 公益 20 裁量統制

正答: ア=8 イ=2 ウ=4 エ=10

### 正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

嫡出でない子の法定相続分を嫡出子の半分と定めていた民法規定を違憲とした最高裁決定(【判例】最大決平25.9.4)の一部を空欄補充する問題です。

空欄のポイントは、**違憲判断の遡及効と法的安定性のバランス**です。

**ア=先例** (選択肢8)

最高裁の違憲判断は、法律上は個別的効力にとどまるものの、「**先例**としての事実上の拘束性」によって広範に影響を及ぼします。

**イ=事実上の拘束性** (選択肢2)

「先例」という語とペアで使われる語句で、判決効の事実上の波及力を指す表現です。

**ウ=法的安定性** (選択肢4)

既に解決した事案に違憲判断が及ぶと、**法的安定性**を害します。普遍的要請としての法的安定性と、違憲判断の整合を図る必要があります。

**エ=確定的** (選択肢10)

関係者間で裁判や合意等により**確定的**になった法律関係は覆さない、というのが判旨です。

よって正答は**ア=8、イ=2、ウ=4、エ=10**です。

### 引っかけパターン

**パターン：違憲判断の遡及効の限界**

最高裁の違憲判断は、個別事件では遡及効あり。しかし、**先例としての事実上の拘束性**が遡及的に及ぶと、すでに「確定的」になった法律関係(相続分割済みなど)が覆されてしまう。**法的安定性**を理由にその遡及効を限定する、という論理。

### ルール

- ✓ **ルール**：違憲判断は「先例」として事実上の拘束性を持つが遡及効は法的安定性の要請で限定される。
- ✓ **ルール**：裁判・合意等で確定的となった法律関係は違憲判断後も覆らない(平25.9.4)。

訂正内容: 書籍は公式の輪中堤判決文を引用せず、AI生成の別文章を掲載。語群も公式(20語)と書籍(20語)で完全に異なる。判決文・語群を公式原文(最判昭和63年1月21日)に全面差し替え要

### 【誤】書籍の現状

土地収用法における損失の補償は、特定の公益上必要な事業のために土地が収用される場合に、その収用によって当該土地の所有者等が被る特別な犠牲の回復をはかることを目的とするものであって、同法における【ア】に係る損失の補償は、完全な補償…(書籍オリジナル解説)

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 42 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。特定の公益事業の用に供するために、私人の特定の財産権を強制的に取得し、または消滅させることを、【ア】といい、これについて定めた代表的な法律として土地収用法が存在する。土地収用法は、土地収用の手続および補償について定めるが、補償の要否および範囲をめぐって訴訟が提起されることがある。同法88条は、他の条文で規定する損失に加えて、その他土地を収用し、または使用することによって発生する土地所有者または関係人の「【イ】損失」を補償する旨定めているが、この規定をめぐって、いわゆる輪中堤の文化財的価値が損失補償の対象となるか否かが争われた事案がある。昭和63年1月21日の最高裁判決は、同条にいう「【イ】損失」とは、客観的社会的にみて収用にに基づき被収用者が当然に受けるであろうと考えられる経済的・【ウ】な損失をいうと解するのが相当であって、経済的価値でない特殊な価値については補償の対象とならないとした。そして、由緒ある書画、刀剣、工芸品等のように、その美術性・歴史性などのいわゆる文化財的価値なるものが、当該物件の取引価格に反映し、その【エ】を形成する一要素となる場合には、かかる文化財的価値を反映した【エ】がその物件の補償されるべき相当な価格となるが、他方で、貝塚、古戦場、関跡などにみられるような、主としてそれによって国の歴史を理解し往時の生活・文化等を知り得るといふ意味での歴史的・学術的な価値は、特段の事情のない限り、当該土地の不動産としての経済的・【ウ】価値を何ら高めるものではなく、その【エ】の形成に影響を与えることはないから、このような意味での文化財的価値は、それ自体経済的評価になじまないものとして、土地収用法上損失補償の対象とはなり得ないと判示し、輪中堤の文化財的価値に対する損失補償を否定した。語群：1 強制徴収 2 特殊利益 3 受忍限度内の 4 財産的 5 適正な 6 社会通念 7 特別な犠牲 8 都市計画 9 合理的 10 市場価格 11 法律により保護された 12 絶対的 13 公用収用 14 所有権 15 反射的 16 権利利益 17 国家補償 18 通常受ける 19 精神的 20 行政上の強制執行

正答: ア=13 イ=18 ウ=4 エ=10

### 正しい解説(本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

土地収用(公用収用)の損失補償について、いわゆる輪中堤の文化財的価値が補償対象になるかを判断した最高裁判決(【判例】最判昭63.1.21)の空欄補充問題です。

**ア=公用収用**（選択肢 13）

特定の公益事業のために私人の特定財産権を強制的に取得・消滅させることを「**公用収用**」と言います。

**イ=通常受ける**（選択肢 18）

土地収用法 88 条は、他の条文中で定める損失に加え、「**通常受ける損失**」を補償すると定めています。

**ウ=財産的**（選択肢 4）

判例は、88 条の補償対象となるのは「**経済的・財産的な損失**」に限定されるとしました。文化財的価値などの非財産的価値は含まれません。

**エ=市場価格**（選択肢 10）

文化財的価値が**市場価格**に反映される場合（書画・刀剣等）は補償対象になるが、歴史的・学術的価値のように市場価格を形成しない場合は補償対象にならない、との判旨。

よって正答は**ア=13、イ=18、ウ=4、エ=10**です。

### 引っかけパターン

**パターン：文化財的価値と市場価格の関係**

- 書画・刀剣→文化財的価値が**市場価格に反映**→補償対象
- 輪中堤・貝塚・古戦場→歴史的価値のみで**市場価格に影響なし**→補償対象外

「市場価格への反映の有無」が決め手。

### ルール

- ✓ **ルール：土地収用法 88 条の「通常受ける損失」は経済的・財産的損失に限定。**
- ✓ **ルール：文化財的価値が市場価格に反映されれば補償対象、反映されなければ対象外（昭 63.1.21）。**

13

p.88

R6 問 43

C: 書換え

**訂正内容：**書籍は公式の令和 5 年判決文を引用せず、AI 生成の疑似引用文を掲載。語群も公式（公法上の法律関係、確認の利益、現実の危険、法律上の争訟などを含む）と書籍（抗告訴訟、主観訴訟、客観訴訟、部分社会の法理など公式にない語句）で完全に異なる。判決文・語群を公式原文に全面差し替え要

### 【誤】書籍の現状

本件訴えのうち、召集決定をしないことが違法であることの確認を求める訴えについて検討するに、本件訴えは行政事件訴訟法 4 条の【ア】に関する訴訟として…（書籍オリジナルの疑似引用）

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 43 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。参議院の総議員の 4 分の 1 以上である 72 名の議員は、平成 29 年 6 月 22 日、憲法 53 条後段の規定により、内

閣に対し、国会の臨時会の召集を決定すること（以下「臨時会召集決定」という。）を要求した。内閣は、同年9月22日、臨時会を同月28日に召集することを決定した。同日、第194回国会が召集されたが、その冒頭で衆議院が解散され、参議院は同時に閉会となった。本件は、上記の要求をした参議院議員の一人である上告人（原告）が、被上告人（国）に対し、主的に、上告人が次に参議院の総議員の4分の1以上の議員の一人として臨時会召集決定の要求（以下「臨時会召集要求」という。）をした場合に、内閣において、20日以内に臨時会が召集されるよう臨時会召集決定をする義務を負うことの確認を、予備的に、上記場合に、上告人が20日以内に臨時会の召集を受けられる地位を有することの確認を求め（以下、これらの請求に係る訴えを「本件各確認の訴え」という。）事案である。本件各確認の訴えは、上告人が、個々の国会議員が臨時会召集要求に係る権利を有するという憲法53条後段の解釈を前提に、【ア】に関する確認の訴えとして、上告人を含む参議院議員が同条後段の規定により上記権利を行使した場合に被上告人が上告人に対して負う法的義務又は上告人が被上告人との間で有する法律上の地位の確認を求める訴えであると解されるから、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争であって、法令の適用によって終局的に解決することができるものであるということが出来る。そうすると、本件各確認の訴えは、【イ】に当たるといふべきであり、これと異なる原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。もっとも、本件各確認の訴えは、将来、上告人を含む参議院議員が憲法53条後段の規定により臨時会召集要求をした場合における臨時会召集決定の遅滞によって上告人自身に生ずる不利益を防止することを目的とする訴えであると解されるところ、将来、上告人を含む参議院の総議員の4分の1以上により臨時会召集要求がされるか否かや、それがされた場合に臨時会召集決定がいつされるかは現時点では明らかでないといわざるを得ない。そうすると、上告人に上記不利益が生ずる【ウ】があるとはいえず、本件各確認の訴えは、【エ】を欠き、不適法であるといふべきであるから、これを却下すべきものとした原審の判断は、結論において是認することができる。（最三小判令和5年9月12日民集77巻6号1515頁<文章を一部修正した。>）語群：1 法律上保護された利益 2 予見可能性 3 確認の利益 4 統治行為 5 合理的な理由 6 公権力の行使に関する不服の訴訟 7 法律上の争訟 8 国権の発動 9 処分たる性格 10 相当の蓋然性 11 制度上の障害 12 国会議員の資格 13 現実の危険 14 確認の対象 15 被告適格 16 公法上の法律関係 17 機関相互間における権限の存否又はその行使 18 当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟 19 自己の法律上の利益にかかわる資格で提起する訴訟 20 国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟

正答：ア=16 イ=7 ウ=13 エ=3

#### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

参議院議員による国会臨時会召集要求について、その要求権侵害を争う訴訟が「法律上の争訟」（裁判所法3条1項）にあたるかを判断した最高裁判決（【判例】最三小判令5.9.12）の空欄補充問題です。

**ア=公法上の法律関係**（選択肢16）

本件確認の訴えは、**公法上の法律関係**に関する確認の訴え（行政事件訴訟法4条の公法上の当事者訴訟）として構成されています。

**イ=法律上の争訟**（選択肢7）

本件確認の訴えは、当事者間の具体的な権利義務の存否に関する紛争であり、法令適用で終局的に解決

できる「**法律上の争訟**」にあたります。

**ウ=現実の危険**（選択肢 13）

将来における不利益発生「**現実の危険**」が必要ですが、将来の臨時会召集要求の有無・召集時期が明らかでない以上、現実の危険性は認められない、とされました。

**エ=確認の利益**（選択肢 3）

現実の危険がないため、確認の訴えの要件である「**確認の利益**」が認められず、訴えは却下されました。

よって正答は**ア=16**、**イ=7**、**ウ=13**、**エ=3**です。

引っかけパターン

**パターン：公法上の当事者訴訟と確認の利益**

公法上の当事者訴訟（行訴法 4 条）のうち、確認の訴えは、**紛争が成熟し、現実の危険**がある場合に限り**確認の利益**が認められる。将来発生するか不明な不利益では確認の利益なし。

ルール

- ✓ ルール：公法上の法律関係に関する確認の訴えは「**法律上の争訟**」たり得る。
- ✓ ルール：確認の利益には**現実の危険（紛争の成熟性）**が必要。
- ✓ ルール：不利益発生が将来的で不確実な場合、**確認の利益**なく却下。

14

p.90

R5 問 41

C: 書換え

**訂正内容:** LaTeX の現正答「ア=6（公の批判）」は誤り。判例（最大判昭和 61 年 6 月 11 日・北方ジャーナル事件）の文意上、「思想・情報交換を通じた国民の自己統治の機会を減少させる」との趣旨から、アの正答は「14（国民の自己統治）」に修正。イ=18（明確）、ウ=13（公共の利害）、エ=8（公益）は正しい

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 41 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

表現行為に対する事前抑制は、新聞、雑誌その他の出版物や放送等の表現物がその自由市場に出る前に抑止してその内容を読者ないし聴視者の側に到達させる途を閉ざし又はその到達を遅らせてその意義を失わせ、アの機会を減少させるものであり、また、事前抑制たることの性質上、予測に基づくものとならざるをえないこと等から事後制裁の場合よりも広汎にわたり易く、濫用の虞があるうえ、実際上の抑止的効果が事後制裁の場合より大きいと考えられるのであって、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法 21 条の趣旨に照らし、厳格かつイな要件のもとにおいてのみ許容されるものといわなければならない。

出版物の頒布等の事前差止めは、このような事前抑制に該当するものであって、とりわけ、その対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれがウに関する事項であるということができ、前示のような憲法 21 条 1 項の趣旨

(略)に照らし、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されないものといわなければならない。ただ、右のような場合においても、その表現内容が真実でなく、又はそれが専らエをを図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときは、・・・(中略)・・・例外的に事前差止めが許されるものというべきであ〔る〕(以下略)。(最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁)

- 1 名誉毀損 2 公正な論評 3 公共の安全 4 私的自治 5 公務の遂行 6 公の批判  
7 実質的 8 公益 9 営利 10 公正 11 出版者の収益 12 事実の摘示 13  
公共の利害 14 国民の自己統治 15 公権力の行使 16 個別的 17 合理的 18  
明確 19 著者の自己実現 20 公共の福祉

正答: ア=6 イ=18 ウ=13 エ=8

### 正しい解説 (本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新)

「雑誌が出る前に『出版するな!』と裁判所が止めること(事前差止め)は、どんなときに許されるの?」という北方ジャーナル事件(【判例】最大判昭61.6.11)の判決を穴埋めする問題。表現の自由における事前抑制の危険性と、公務員・公職候補者への批判を例外的に差し止められる要件を問います。

#### 【ア】の答え: 6番「公の批判」

表現物が自由市場に出る前に抑止されると、読者・聴視者に情報が届かず、「公の批判」の機会が減少する。判例(北方ジャーナル事件)は、表現行為に対する事前抑制の弊害として、まさに「公の批判の機会を減少させる」と述べている。表現の自由は民主政治における「公の批判」を可能にする社会的機能を担っており、事前抑制はその機会自体を奪う点で重大な問題がある。「国民の自己統治(14番)も表現の自由の価値論としては近い概念だが、本判決が用いた定型文言は「公の批判」である点に注意。

#### 【イ】の答え: 18番「明確」

「厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されうる」=判例の定型表現。「実質的」(7番)や「合理的」(17番)では要件の予測可能性が担保されず、「厳格」と並立するには弱い。事前抑制の重大性から、要件は厳格かつ明確でなければならない(明確性の原則)。

#### 【ウ】の答え: 13番「公共の利害」

公務員または公職選挙の候補者に対する評価・批判は、そのこと自体から一般に「公共の利害」に関する事項といえる(【条文】刑法230条の2第3項と同じ発想)。公務員・候補者への批判は原則として民主政にとって重要な公共的表現として保護される。「公共の安全」(3番)は治安・警察目的の話で文脈が違う。

#### 【エ】の答え: 8番「公益」

「その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白」=事前差止めが例外的に許される要件の一つ。【条文】刑法230条の2第1項の「公益を図る目的」と対応する定型表現。二重否定の構造(「公益を図る目的のものでないことが明白」=公益目的でないことが明らか)に注意。

事前差止めが許される例外要件(北方ジャーナル事件の定式):

- ①表現内容が真実でない、または専ら公益を図る目的でないことが明白

②被害者が**重大にして著しく回復困難な損害**を被る虞

以上2要件を両方満たす場合に限り、公務員・公職候補者批判に対する事前差止めが例外的に許容される。

### 引っかけパターン

#### パターン1：近接する価値語への誘導

【ア】で「**国民の自己統治**」(14番)を選ばせるトラップ。表現の自由の根拠論としては「自己統治の価値」も定番概念だが、**北方ジャーナル事件の判決文が実際に用いているのは「公の批判」**。判例の**具体的文言を正確に暗記**することが穴埋め問題では必須。一般論と判例定型句を混同しない。

#### パターン2：二重否定の読み飛ばし

【エ】の「専ら公益を図る目的のものでないこと」という二重否定構造を読み飛ばすと「営利」(9番)を選んでしまう。文法構造をきちんと追えば、「**公益目的ではない**」と**明白なことが**差止要件であるとわかる。

#### パターン3：類似形容詞の選択

【イ】で「**厳格かつ〇〇**」の組合せでは、判例は「**厳格かつ明確**」という定型表現を使う。「実質的」「合理的」は意味に近いが、判例の文言ではない。**明確性の原則**というキーワードと結びつけて記憶する。

#### パターン4：「公共の」系の語の使い分け

選択肢には「公共の安全」(3番)「公共の利害」(13番)「公共の福祉」(20番)と似た語が3つある。**表現の自由の保護範囲＝「公共の利害」に関する事項**、治安目的＝「公共の安全」、基本権制約の一般原理＝「公共の福祉」と**用法を明確に区別**する。

### ルール

- ✓ ルール：事前抑制は「公の批判」の機会を減少させるため、原則禁止(北方ジャーナル事件)。
- ✓ ルール：事前差止めは「**厳格かつ明確**」な要件のもとでのみ許容される(明確性の原則)。
- ✓ ルール：公務員・公職候補者への評価・批判は、原則として「**公共の利害**」に関する事項として保護される。
- ✓ ルール：事前差止めの例外要件＝(1)「**真実でない、または公益目的でないこと**」が明白＋(2)被害者に**重大で著しく回復困難な損害のおそれ**(両要件を満たす場合に限る)。
- ✓ ルール：判例の穴埋め問題は、判例の定型句を**正確に暗記**することが最優先。一般論の知識だけでは**近接語に誘導**されて誤答する。

情がある場合の具体的判示)を含む全文を記載。語群は同一

### 【誤】書籍の現状

公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と【ア】の増進に寄与することを目的とするものであって(1条)、公営住宅の使用関係には、【イ】の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであって、入居者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合に事業主体の長がその者に対し当該公営住宅の明渡しを請求できるものとしているのは(32条1項)、公法的な法律関係を規律するものと見ることができる。しかしながら、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋【ウ】と異なるところはなく、法は、賃貸等私法上の【ウ】に通常用いられる用語を使用して規定しているのである。その契約関係を規律するについては、【エ】の法理の適用があるものと解すべきであり、両者の間には【エ】を基礎とする法律関係が存するものというべきである。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 42 次の文章の空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定とアの増進に寄与することを目的とするものであって(1条)、この法律によって建設された公営住宅の使用関係については、管理に関する規定を設け、家賃の決定、明渡等について規定し(第3章)、また、法〔＝公営住宅法〕の委任(25条)に基づいて制定された条例〔＝東京都営住宅条例〕も、使用許可、使用申込、明渡等について具体的な定めをしているところである。右法及び条例の規定によれば、公営住宅の使用関係には、イの利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであって、入居者の募集は公募の方法によるべきこと(法16条)などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが(条例3条)、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあっても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋ウと異なるところはなく、このことは、法が賃貸(1条、2条)等私法上のウに通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、エの法理の適用があるものと解すべきである。ところで、右法及び条例の規定によれば、事業主体は、公営住宅の入居者を決定するについては入居者を選択する自由を有しないものと解されるが、事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、両者の間にはエを基礎とする法律関係が存するものというべきであるから、公営住宅の利用者が法の定める公営住宅の明渡請求事由に該当する行為をした場合であっても、賃貸人である事業主体との間のエを破壊するとは認め難い特段の事情があるときには、事業主体の長は、当該使用者に対し、その住宅の使用関係を取り消し、その明渡を請求することはできないものと解するのが相当である。(最一小判昭和59年12月13日民集38巻12号1411頁<文章を一部省略した。>)

- |          |           |           |           |           |          |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1 民間活力   | 2 私有財産    | 3 信頼関係    | 4 所有権移転関係 | 5 社会福祉    | 6 普通財産   |
| 7 特別権力関係 | 8 公法関係    | 9 街づくり    | 10 物品     | 11 売買契約関係 | 12 賃貸借関係 |
| 13 公用物   | 14 事業収益   | 15 請負契約関係 | 16 委託契約関係 | 17 定住環境   | 18 公の営造物 |
| 19 管理関係  | 20 一般権力関係 |           |           |           |          |

正答: ア=5 イ=18 ウ=12 エ=3

## 16 p.98 | R3 問 41 | B: 要約化

訂正内容: 判決文の中間段落「これら裁判員の関与する判断は…」および結論段落「このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば…」を復元要

### 【誤】書籍の現状

判決文の「これら裁判員の関与する判断は…良識ある結論に達することは、十分期待することができる」および結論部「このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な『イ』における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法 31 条、32 条、37 条 1 項）は制度的に十分保障されている上、裁判官はアの基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定めるアの諸原則を確保する上での支障はないといえることができる」の最終段落が LaTeX では欠落

### 【正】公式原文による正しい問題文

【判決文中間部（「評議において事実認定、【ウ】及び有罪の場合の刑の量定について意見を述べ、【エ】を行うことにある。」の後）】正: これら裁判員の関与する判断は、いずれも司法作用の内容をなすものであるが、必ずしもあらかじめ法律的な知識、経験を有することが不可欠な事項であるとはいえない。さらに、裁判長は、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならないとされていることも考慮すると、上記のような権限を付与された裁判員が、様々な視点や感覚を反映させつつ、裁判官との協議を通じて良識ある結論に達することは、十分期待することができる。他方、憲法が定める【ア】の諸原則の保障は、裁判官の判断に委ねられている。

このような裁判員制度の仕組みを考慮すれば、公平な「【イ】」における法と証拠に基づく適正な裁判が行われること（憲法 31 条、32 条、37 条 1 項）は制度的に十分保障されている上、裁判官は【ア】の基本的な担い手とされているものと認められ、憲法が定める【ア】の諸原則を確保する上での支障はないといえることができる。

【出典表示（判決年月日の後）】正:（最大判平成 23 年 11 月 16 日刑集 65 卷 8 号 1285 頁）

正答: ア=20 イ=13 ウ=19 エ=16

訂正内容: 判決文の第2段落「もっとも、被上告人の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする…」、第4段落「したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員の…」が省略されていた。また、「そして、このことは、上記の措置がアを侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである」も欠落。全文復元。

### 【誤】書籍の現状

「普通地方公共団体の議会は、憲法の定める【ウ】に基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、【エ】の問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である。」

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 43 次の文章は、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰等が違法であるとして、当該懲罰を受けた議員が提起した国家賠償請求訴訟に関する最高裁判所の判決の一節である（一部修正してある）。空欄ア～エに当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

本件は、被上告人（議員）が、議会運営委員会が嚴重注意処分決定をし、市議会議長がこれを公表したこと（以下、これらの行為を併せて「本件措置等」という。）によって、その名誉を毀損され、精神的損害を被ったとして、上告人（市）に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めるものである。これは、アの侵害を理由とする国家賠償請求であり、その性質上、法令の適用による終局的な解決に適しないものとはいえないから、本件訴えは、裁判所法3条1項にいうイに当たり、適法というべきである。もっとも、被上告人の請求は、本件視察旅行を正当な理由なく欠席したことを理由とする本件措置等が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを前提とするものである。

普通地方公共団体の議会は、憲法の定めるウに基づき自律的な法規範を有するものであり、議会の議員に対する懲罰その他の措置については、エの問題にとどまる限り、その自律的な判断に委ねるのが適当である。そして、このことは、上記の措置がアを侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断する場合であっても、異なることはないというべきである。

したがって、普通地方公共団体の議会の議員に対する懲罰その他の措置が当該議員のアを侵害することを理由とする国家賠償請求の当否を判断するに当たっては、当該措置がエの問題にとどまる限り、議会の自律的な判断を尊重し、これを前提として請求の当否を判断すべきものと解するのが相当である。

（最一小判平成31年2月14日民集73巻2号123頁）

1 公法上の地位    2 一般市民法秩序    3 直接民主制    4 既得権    5 地方自治の本旨    6 知る権利  
7 制度改革訴訟    8 行政立法    9 立法裁量    10 議会の内部規律    11 私法上の権利利益    12 統治行為  
13 公法上の当事者訴訟    14 道州制    15 権力分立原理    16 不当    17 自己情報コントロール権  
18 法律上の争訟    19 抗告訴訟    20 司法権

正答: ア=11 イ=18 ウ=5 エ=10

訂正内容: 最高裁判決の「他方、国民は、憲法上、表現の自由…」の段落、「このような〔国家公務員法〕102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると」の部分などを復元。また末尾「そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。」も復元

**【誤】書籍の現状**

(LaTeX 側は「他方、国民は、憲法上、表現の自由(21条1項)としての政治活動の自由を保障されており…」の段落が省略され、判決文が短縮されている)

**【正】公式原文による正しい問題文**

公務員の政治的自由に関する次の文章の空欄〔ア〕～〔エ〕にあてはまる語句を、枠内の選択肢(1～20)から選びなさい。

〔国家公務員法〕102条1項は、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を保持することによって行政の〔ア〕的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的とするものと解される。

他方、国民は、憲法上、表現の自由(21条1項)としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的な人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、上記の目的に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画されるべきものである。

このような〔国家公務員法〕102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとして〔イ〕的に認められるものを指し、同項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任したものと解するのが相当である。・・・(中略)・・・。

・・・本件配布行為は、〔ウ〕的地位になく、その職務の内容や権限に〔エ〕の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的〔ア〕性を損なうおそれが〔イ〕的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。

(最二小判平成24年12月7日刑集66巻12号1337頁)

語群：1. 従属 2. 平等 3. 合法 4. 穏健 5. 裁量 6. 実質 7. 潜在 8. 顕在 9. 抽象  
10. 一般 11. 権力 12. 現業 13. 経営者 14. 指導者 15. 管理職 16. 違法 17. 濫用 18.  
逸脱 19. 中立 20. 強制

正答: ア=19、イ=6、ウ=15、エ=5

訂正内容: LaTeX 側は判決文のうち「また、この判決に付された意見も…」以下の段落全体（意見の引用と「示されなかった」までの結論部分）を省略している。公式原文通りに復元し、併せて空欄マークを【】から□に統一。

### 【誤】書籍の現状

「…同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、【エ】は、【ウ】とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、【ア】の相手方に告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、【ア】により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、【ア】により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」（ここで文章が終了）

### 【正】公式原文による正しい問題文

次の文章の空欄【ア】～【エ】にあてはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

【ア】について【イ】の規定を設けない立法の合憲性が問われた事件において、最高裁は、次のように述べてこれを合憲と判断した。すなわち、憲法31条による保障は、「直接には【ウ】に関するものであるが、【エ】については、それが【ウ】ではないとの理由のみで、そのすべてが当然に同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではない」。「しかしながら、同条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、一般に、【エ】は、【ウ】とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、【ア】の相手方に・・・告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、【ア】により制限を受ける権利利益の内容、性質、制限の程度、【ア】により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものであって、常に必ずそのような機会を与えることを必要とするものではないと解するのが相当である」。また、この判決に付された意見も、「【エ】がそれぞれの行政目的に応じて多種多様である実情に照らせば、・・・【ア】全般につき・・・告知・聴聞を含む【イ】を欠くことが直ちに違憲・無効の結論を招来する、と解するのは相当でない」と述べて、法廷意見の結論を是認した（最大判平成4年7月1日民集46巻5号437頁）。とはいえ、この判決では、【エ】の重要な一部をなす【イ】が憲法31条に照らしてどのようなものであるべきかは、示されなかった。

語群（1～20）：1. 立法手続 2. 行政立法 3. 行政訴訟 4. 刑事手続 5. 行政裁量 6. 行政手続  
7. 司法権 8. 営業の自由 9. 財産権 10. 基本的人権 11. 司法手続 12. 事前手続 13. 適正手続  
14. 立法権 15. 行政権 16. 権利救済 17. 破壊活動 18. 人身の自由 19. 行政処分  
20. 犯罪行為

正答: ア=19 イ=12 ウ=4 エ=6

訂正内容: 書籍では競願相手を『Y』として総務大臣と X・Y の 2 者構造にしているが、公式は『総務大臣 Y・会社 X・会社 A』の 3 者構造で競願者 A が免許取得・X が拒否処分。また書籍では『審査請求前置や裁決主義の規定を度外視』の但書きが欠落している

### 【誤】書籍の現状

X は、電波法に基づき、総務大臣に対して無線局の開設免許を申請した。ところが、同一の周波数について、Y もまた同様の免許申請を行っていた（いわゆる競願関係）。総務大臣は、Y に対して免許処分を行い、X に対しては申請を拒否する処分を行った。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 44 総務大臣 Y は、新たなテレビ放送局の開設を目的として、電波法に基づく無線局開設免許を 1 社のみが付与することを表明した。これを受けて、テレビ放送局を開設しようとする会社 X が Y に開設免許の申請をしたところ、Y は、その他の競願者の申請を含めて審査を実施し、会社 A に対しては免許を付与する処分（免許処分）をし、X に対しては申請を棄却する処分（拒否処分）をした。これに対し、X は取消訴訟を提起して裁判上の救済を求めたいと考えている。競願関係をめぐる最高裁判所の判例の考え方に照らし、X は誰を被告として、どのような処分に対する取消訴訟を提起できるか。なお、現行の電波法は、審査請求前置や裁決主義の規定を置いているが、それらは度外視して、直接に処分取消訴訟ができるものとして考え、40 字程度で記述しなさい。

正答: 記述式 40 字: 総務大臣 Y を被告として、A に対する免許処分の取消訴訟と自己への拒否処分の取消訴訟を提起できる。

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

電波法の免許を 1 社のみが付与する競願関係で、A（免許取得者）・X（拒否された競願者）・総務大臣 Y（行政庁）の 3 者構造のもと、X（拒否された側）が裁判で何をどう争えるかを 40 字程度で書く記述問題です。

#### 検討の順序

- (1) 被告は誰か→**処分をした行政庁が所属する国**（行訴法 11 条 1 項 1 号）→**総務大臣 Y**（＝国）
- (2) 何を争うか→競願関係では、判例（**【判例】**最判昭 43.12.24）により、**A への免許処分の取消しと自己への拒否処分の取消し**の両方を提起できる

#### 【模範解答例】

総務大臣 Y を被告として、A に対する免許処分の取消訴訟と自己への拒否処分の取消訴訟を提起できる。(40 字)

#### 解説

競願関係では、X が自分の拒否処分だけ取り消しても A に免許が残ったままで救済にならないため、**両**

方の処分を取消すことで、初めて実効的な救済が実現します。これを「一挙解決説」といい、判例・通説の立場です。

条文上の被告は「処分をした行政庁の所属する行政主体（国）」なので、「総務大臣 Y」と書く場合、実質は国を意味します。行政主体としての「国」と書いても問題ありません。

### 引っかけパターン

パターン：競願関係の救済は「両方取消し」

競願関係（1 枠を巡る複数申請）で敗れた者は、自分の拒否処分の取消しだけでなく相手の許可処分の取消しも求めなければ実効的な救済にならない。両方セットで提起。

### ルール

- ✓ ルール：競願関係における救済は自己への拒否処分取消しと他者への許可処分取消しの両方。
- ✓ ルール：抗告訴訟の被告は処分行政庁の所属する行政主体（国・公共団体）。

21

p.132

R6 問 45

C: 書換え

訂正内容：書籍は公式の『海外からコーヒー豆を輸入して国内の卸売業者に販売』『卸売業者 B に販売、B 所有の倉庫内に第三者に転売されることなく保管』という動産売買先取特権の要件を構成する具体的設定を、『喫茶店を営む B』『B の店舗に保管』に変更。当事者属性が変質

### 【誤】書籍の現状

コーヒー豆の卸売業者 A は、喫茶店を営む B に対してコーヒー豆甲を売却し、引き渡した。しかし、B は売買代金を支払わないまま、経営状態が悪化した。甲はまだ B の店舗に保管されている。A は、B の一般債権者に先立って、売買代金を確保したいと考えている。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 45 A は、海外からコーヒー豆を輸入して国内の卸売業者に販売する事業を営んでいる。A は、卸売業者 B にコーヒー豆 1 トン（以下「甲」という。）を販売し、甲は、B 所有の倉庫内に第三者に転売されることなくそのまま保管されている。A は、B に対し、甲の売買代金について、その支払期限経過後、支払って欲しい旨を伝えたが、B は、経営不振を理由に、いまだ A に支払っていない。B には A 以外にも一般債権者がいる。この場合に、A は、甲についていかなる権利に基づき、どのような形で売買代金を確保することができるか。民法の規定に照らし、40 字程度で記述しなさい。

正答：記述式 40 字：動産売買先取特権に基づき、甲を競売して売買代金債権の優先弁済を受ける形で代金を確保できる。

## 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

A が卸売業者 B にコーヒー豆甲を販売し、甲は B 所有の倉庫に保管されたまま、B が代金を支払わない。A 以外の一般債権者もいるが、A が優先的に代金を回収する方法を問う記述問題です。

### 検討の順序

- (1) A が甲の所有権を B に移転済みのため、所有権に基づく取戻しは不可
- (2) 民法上、売主 A は**動産売買先取特権**（民法 311 条 5 号・321 条）を有する
- (3) 動産売買先取特権は、甲が**第三取得者に引き渡されていない**限り（民法 333 条）、競売で代金から優先弁済を受けられる

### 【模範解答例】

**動産売買先取特権に基づき、甲を競売して売買代金債権の優先弁済を受ける形で代金を確保できる。**  
(40 字)

### 解説

動産売買先取特権は、売買代金や利息について、その**動産の上に**先取特権を与える制度です。一般債権者に優先して代金を回収できる法定担保物権で、民法 311 条 5 号に定められています。

ただし、民法 333 条により、買主が**第三取得者に目的動産を引き渡した後**は先取特権を行使できなくなる「追及力の限界」がある点に注意。本問では甲は B 所有倉庫にそのまま保管（**第三者に転売されていない**）ため、行使可能です。

### 引っかけパターン

**パターン：動産売買先取特権の追及力の限界（333 条）**

動産売買先取特権は、目的物が**第三取得者に引き渡された瞬間**に消滅する（追及できなくなる）。問題文で「第三者に転売されていない」「倉庫に保管」という記述があるかを必ずチェック。

### ルール

- ✓ ルール：動産売買先取特権（311 条 5 号）で代金・利息を競売により優先弁済。
- ✓ ルール：第三取得者への引渡し後は先取特権行使不可（333 条、追及力の限界）。

22

p.133

R6 問 46

C: 書換え

訂正内容：書籍では『A に対して代金全額を支払った』『C が B への移転登記を拒む理由は存在せず』『B が C に対して請求している事実もない』『A は早期に登記を具備したい』等の債権者代位の 3 段階論点の前提要件が欠落。設問文も公式『何のために、誰の誰に対するいかなる権利を、どのように行使できるか』の特殊な問い方が書籍で簡略化

### 【誤】書籍の現状

CはBに対して甲土地を売却し、さらにBはAに対して甲土地を売却した。しかし、甲土地の登記名義はいまだCのままとなっている。Aは、自己への移転登記を得たいと考えているが、BはCに対する移転登記手続を行おうとしない。この場合において、民法の規定および判例に照らし、Aが自己への移転登記を実現するために、どのような法的手段をとることができるか。40字程度で記述しなさい。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 46 Aは、Bとの間で、BがCから購入した甲土地（以下「甲」という。）を買い受ける契約を締結し、Bに対して代金全額を支払ったが、甲の登記名義はいまだCのままである。BC間の売買において、CがBへの移転登記を拒む理由は存在せず、また、BがCに対して移転登記手続をすべきことを請求している事実もない。一方、Aは、早期に甲の所有権取得の対抗要件として登記を具備したい。このような場合、Aは、何のために、誰の誰に対するいかなる権利を、どのように行使できるか。40字程度で記述しなさい。

正答：記述式 40 字：自己の登記請求権保全のため、B の C に対する移転登記請求権を、債権者代位権によって代位行使する。

### 正しい解説（本書の旧解説は新問題文に整合しないため刷新）

甲土地は C → B → A と売買されたが、登記はまだ C のまま。B は C に対して移転登記を請求していない。A が早期に登記を得るためにどうすればよいか、40 字程度で記述する問題です。

#### 検討の順序

- (1) A の B に対する**所有権移転登記請求権**が被保全債権
- (2) B の C に対する**所有権移転登記請求権**は行使されていない
- (3) 民法 423 条の**債権者代位権**の「登記請求権保全のための代位」（423 条の 7 が明文化）を使える

#### 【模範解答例】

自己の登記請求権保全のため、B の C に対する移転登記請求権を、債権者代位権によって代位行使する。(40 字)

#### 解説

記述のポイントは次の 4 点です：

- 何のために→**自己の登記請求権を保全するため**
- 誰の→**B（債務者）の**
- 誰に対する→**C に対する**
- いかなる権利を→**移転登記請求権**
- どのように→**債権者代位権**により代位行使

民法 423 条の 7 は、不動産の登記・登録請求権保全のための代位行使を明文化しました。無資力要件は不要です（登記請求権保全型の特則）。

## 引っかけパターン

パターン：登記請求権保全型の代位は「無資力要件不要」

通常の債権者代位権（423条1項）には無資力要件が必要だが、**登記請求権保全型**（423条の7）は無資力要件が**不要**。Bに資力があっても代位行使可能。

## ルール

- ✓ ルール：登記請求権保全のため債権者代位権で中間者の登記請求権を代位行使可（423条の7）。
- ✓ ルール：登記請求権保全型の代位行使には債務者の無資力要件不要。

23

p.135

R5 問 44

B: 要約化

訂正内容：設問文・参照条文（地方自治法 134 条・135 条、Y 市議会会議規則 a 条）を原文通り復元。ブレースホルダ「\$\$条」を「a 条」に修正

### 【誤】書籍の現状

Y 市議会の議員である X は、2023 年 7 月に開催された Y 市議会の委員会において発言を行った。当該発言は議会の品位を汚すものであり、Y 市議会会議規則\$\$条に違反するとして、懲罰委員会は 20 日間の出席停止を決定した。本会議での議決は 9 月招集の次会期冒頭で行われる予定である。

X は、(1) 当該発言は市政に関する正当なものであり会議規則に違反しない、(2) 20 日の出席停止は期間が長く議員職を果たせなくなると考えている。

\*\*設問：\*\*次の会期招集まで 1 ヶ月程度しかないことを考慮して、X が出席停止懲罰を回避するための有効適切な手段について、「行政事件訴訟法に定められているものに限る」として、40 字程度で記述しなさい。

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 44 Y 市議会の議員である X は、2023 年 7 月に開催された Y 市議会の委員会において発言（以下「当該発言」という。）を行った。これに対して、当該発言は議会の品位を汚すものであり、Y 市議会会議規則 a 条に違反するとして、Y 市議会の懲罰委員会は、20 日間の出席停止の懲罰を科すことが相当であるとの決定を行った。Y 市議会の議員に対する懲罰は、本会議で議決することによって正式に決定されること、本会議の議決は、9 月に招集される次の会期の冒頭で行うこととし、会期は終了した。これに対し、X は、①問題となった当該発言は市政に係る正当なものであり、議会の品位を汚すものではなく、会議規則には違反しない、②予定されている出席停止の懲罰は 20 日と期間が長く、これが科されると議員としての職責を果たすことができない、と考えている。

9 月招集予定の次の会期までの間において、X は、出席停止の懲罰を回避するための手段（仮の救済手段も含め、行政事件訴訟法に定められているものに限る。）を検討している。次の会期の議会が招集されるまで 1 か月程度の短い期間しかないことを考慮に入れたとき、誰に対してどのような手段をとること

が有効適切か、40 字程度で記述しなさい。

(参照条文) 地方自治法 134 条 ①普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。② 懲罰に関し必要な事項は、会議規則中にこれを定めなければならない。135 条 ①懲罰は、左の通りとする。一 公開の議場における戒告 二 公開の議場における陳謝 三 一定期間の出席停止 四 除名 ② 以下略 Y市議会会議規則 a 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

正答: 記述式 (解答例あり)

24

p.138

R4 問 44

A: 問題文欠落

### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 44 開発事業者である A は、建築基準法に基づき、B 市建築主事から建築確認を受けて、マンションの建築工事を行い、工事完成後、A は当該マンションの建物につき、検査の上、検査済証の交付を受けた。これに対して、当該マンションの隣地に居住する X らは、当該マンションの建築計画は建築基準法令に適合せず、建築確認は違法であり、当該マンションも、そのような建築計画に沿って建てられたものであるから違法であって、当該マンションの建物に火災その他の災害が発生した場合、建物が倒壊、炎上することにより、X らの身体の安全や家屋に甚大な被害が生ずるおそれがあるとして、建築基準法に基づき違反建築物の是正命令を発出するよう、特定行政庁である B 市長に申し入れた。しかしながら、B 市長は、当該建築確認および当該マンションの建物に違法な点はないとして、これを拒否することとし、その旨を通知した。このような B 市長の対応を受け、X らは、行政事件訴訟法の定める抗告訴訟を提起することにした。この場合において、①誰を被告として、②前記のような被害を受けるおそれがあることにつき、同法の定める訴訟要件として、当該是正命令がなされないことにより、どのような影響を生ずるおそれがあるものと主張し (同法の条文の表現を踏まえて記すこと。)、③どのような訴訟を起こすことが適切か。40 字程度で記述しなさい。(参照条文) 建築基準法 (違反建築物に対する措置) 第 9 条 特定行政庁は、建築基準法令の規定又はこの法律の規定に基づく許可に付した条件に違反した建築物又は建築物の敷地については、当該建築物の建築主、当該建築物に関する工事の請負人 (請負工事の下請人を含む。) 若しくは現場管理者又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対して、当該工事の施工の停止を命じ、又は、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他これらの規定又は条件に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

正答: 記述式 (解答例あり)

訂正内容: 参照条文(学校教育法 15 条 1 項)を復元要

【誤】書籍の現状

公式の参照条文「学校教育法第 15 条第 1 項」の引用が LaTeX では欠落

【正】公式原文による正しい問題文

【設問末尾の参照条文(追加)】正:(参照条文)学校教育法 第 15 条第 1 項 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(以下略)

【設問文(弁明手続に関する条件)】正: なお、当該勧告に関しては、A 大学について弁明その他意見陳述のための手続は規定されておらず、運用上もなされなかったものとする。

正答: 記述式(解答例あり)

訂正内容: 「本件代金債権」語の使用指定、通知到達の明記、弁済・供託に関する追記を復元要

【誤】書籍の現状

LaTeX は問題設定を要約化。公式の「解答にあたっては、この語を用いて解答すること」の注記、「同譲渡について、B に通知し、同通知は、B に到達した」の詳細、および「なお、B の A に対する弁済その他の本件代金債権に係る債務の消滅事由はなく、また、B の本件代金債権に係る債務の供託はないものとする」の追記が欠落

【正】公式原文による正しい問題文

【本件代金債権の定義】正: A は、B に対して 100 万円の売掛代金債権(以下「本件代金債権」といい、解答にあたっては、この語を用いて解答すること。)を有し、

【譲渡通知の詳細】正: C から譲渡代金 90 万円を受領するとともに、同譲渡について、B に通知し、同通知は、B に到達した。そこで、C は、B に対して、本件代金債権の履行期後に本件代金債権の履行を請求した。

【消滅事由・供託に関する追記(末尾追加)】正: なお、B の A に対する弁済その他の本件代金債権に係る債務の消滅事由はなく、また、B の本件代金債権に係る債務の供託はないものとする。

正答: 記述式(解答例あり)

訂正内容: 事案設例が要約されていたが設問の核心は維持。本件事業・本件認可処分・本件組合・本件換地処分の用語定義を含む正式文面に復元。解答例は出訴期間経過後の抗告訴訟として「処分の無効確認訴訟」。

#### 【誤】書籍の現状

A 県内の一定区域において土地区画整理事業が計画され、A 県知事の認可を受けて土地区画整理組合が設立され、事業計画が確定された。事業施行後、組合は換地処分を行った。X は本事業区域内の宅地所有者かつ組合員であり、換地処分が違法だと考えているが、取消訴訟の出訴期間がすでに経過していた。

#### 【正】公式原文による正しい問題文

問題 44 A 県内の一定区域において、土地区画整理事業（これを「本件事業」という。）が計画された。それを施行するため、土地区画整理法に基づく A 県知事の認可（これを「本件認可処分」という。）を受けて、土地区画整理組合（これを「本件組合」という。）が設立され、あわせて本件事業にかかる事業計画も確定された。これを受けて本件事業が施行され、工事の完了などを経て、最終的に、本件組合は、換地処分（これを「本件換地処分」という。）を行った。

X は、本件事業の区域内の宅地につき所有権を有し、本件組合の組合員であるところ、本件換地処分は換地の配分につき違法なものであるとして、その取消しの訴えを提起しようと考えたが、同訴訟の出訴期間がすでに経過していることが判明した。

この時点において、本件換地処分の効力を争い、換地のやり直しを求めため、X は、誰を被告として、どのような行為を対象とする、どのような訴訟（行政事件訴訟法に定められている抗告訴訟に限る。）を提起すべきか。40 字程度で記述しなさい。

正答: 記述式 40 字程度: 本件組合を被告として、本件換地処分を対象とする、無効確認訴訟を提起すべきである。

訂正内容: 設例部分（区分所有建物でない注記、共有者 5 名間の必要事項、敷地権利に関する但書）を公式原文に復元

#### 【誤】書籍の現状

A は木造 2 階建ての別荘一棟を B ら 4 名と共有しており、建築後 40 年経過で雨漏りや建物の多くの部分の損傷が目立つようになってきた。建て替えか修繕・改良のいずれかを検討しており、共有者 5 名の間でどのようなことが必要かが問われている。\*\*設問:\*\* 「建替えには」に続けて、民法の規定に照らし、40 字程度で記述しなさい。ただし、修繕等は「形状の著しい変更」や「保存行為」に該当しないも

のとする。

### 【正】公式原文による正しい問題文

A は、木造 2 階建ての別荘一棟（同建物は、区分所有建物でない建物である）を B ら 4 名と共有しているが、同建物は、建築後 40 年が経過したこともあり、雨漏りや建物の多くの部分の損傷が目立つようになってきた。そこで、A は、同建物を建て替えるか、または、いくつかの建物部分を修繕・改良（以下「修繕等」といい、解答においても「修繕等」と記すること）する必要があると考えている。これらを実施するためには、建替えと修繕等のそれぞれの場合について、前記共有者 5 名の間でどのようなことが必要か。「建替えには」に続けて、民法の規定に照らし、下線部について 40 字程度で記述しなさい（「建替えには」は、40 字程度に数えない）。

なお、上記の修繕等については民法の定める「形状の著しい変更」や「保存行為」には該当しないものとし、また、同建物の敷地の権利については考慮しないものとする。

建替えには、

正答：記述式

29

p.153

H30 問 44

B: 要約化

訂正内容：問題本文（A 県 B 市、経由機関、B 市農業委員会とのやり取りの詳細）および参照条文（農地法 4 条 1 項～3 項）を復元

### 【誤】書籍の現状

X は農地所有者で、高齢のため農地を太陽光発電施設として利用することを決めた。B 市農業委員会が申請用紙の交付を拒否したため、X が直接申請書を B 市農業委員会に郵送したところ、「この申請書は受理できません」と返送されてきた。

### 【正】公式原文による正しい問題文

X は、A 県 B 市内において、農地を所有し、その土地において農業を営んできた。しかし、高齢のため農作業が困難となり、後継者もないため、農地を太陽光発電施設として利用することを決めた。そのために必要な農地法 4 条 1 項所定の A 県知事による農地転用許可を得るため、その経由機関とされている B 市農業委員会の担当者と相談したところ、「B 市内においては、太陽光発電のための農地転用は認められない。」として、申請用紙の交付を拒否された。そこで、X は、インターネットから入手した申請用紙に必要な事項を記入して A 県知事宛ての農地転用許可の申請書を作成し、必要な添付書類とともに B 市農業委員会に郵送した。ところが、これらの書類は、「この申請書は受理できません。」とする B 市農業委員会の担当者名の通知を添えて返送されてきた。この場合、農地転用許可を得るため、X は、いかなる被告に対し、どのような訴訟を提起すべきか。40 字程度で記述しなさい。

(参照条文)

農地法

(農地の転用の制限)

第4条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事(中略)の許可を受けなければならない。(以下略)

2 前項の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を経由して、都道府県知事等に提出しなければならない。

3 農業委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事等に送付しなければならない。

正答: 記述式(解答例: A 県を被告として、農地転用不許可処分の取消訴訟または不作為の違法確認訴訟等)

## お問い合わせ

---

本正誤表に関するお問い合わせ、修正版書籍のご案内をご希望の方は著者までご連絡ください。

## 公式過去問の確認先

---

行政書士試験研究センター: <https://gyosei-shiken.or.jp/doc/exam/>

以上